

大玉村太陽光発電設備と自然環境保全との調和に関する条例施行規則

令和元年12月24日

規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、大玉村太陽光発電設備と自然環境保全との調和に関する条例（令和元年条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(関係法令の遵守)

第3条 条例第4条第1項の遵守すべき関係法令とは、別表第1に掲げるとおりとする。

(標識の設置)

第4条 条例第7条第1項の標識は、様式第1号とする。

2 条例第7条第2項の標識の設置に係る報告は、標識設置報告書（様式第2号）に次に掲げる書類を添付し、村長に報告しなければならない。

(1) 標識を設置した場所が明示された図面

(2) 標識の設置の状況及び記載された内容が分かる写真等

3 事業者は、前項の規定により報告した内容に変更が生じた場合は、設置した標識の内容を変更した後、標識設置変更届（様式第3号）に前項に掲げる書類を添付し、当該標識の内容を変更した日から起算して10日以内に村長に報告しなければならない。

(説明の実施)

第5条 条例第7条第1項の説明は、地域説明会、個別説明会等適切な方法により、事業内容の周知を図るものとする。

2 条例第7条第3項の地域住民等への説明に係る報告は、説明実施報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添付し、村長に報告しなければならない。

(1) 説明を行った際に配付した資料

(2) 条例第2条第6号に規定する範囲及び権利関係に係る書類

(3) その他村長が必要と認める書類

(設備設置の事前届出)

第6条 条例第8条に規定の事前届出は、太陽光発電設備設置事前届出書（様式第5号）により、別表第2に掲げる書類を添付し、村長に提出しなければならない。

2 村長は、特に必要と認めるときは、前項に規定する添付書類以外の書類の提出を求めることができる。

(設置の条件)

第7条 条例第9条に規定の必要な対策を求める基準は、別表第3のとおりとする。

(軽微な変更)

第8条 条例第10条の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 太陽光発電設備の設置に着手する予定日及び完了する予定日の変更

(2) 太陽電池に係るもの以外の工作物の材料又は構造の変更

(同意の通知書等)

第9条 村長は、条例第8条の事前届出書の提出があった場合において、記載の事項や設置

の条件との適合性について審査し、その結果を同意（不同意）通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（完了の届出等）

第10条 条例第11条第1項の規定による設置に係る工事の完了又は取りやめの届出は、太陽光発電設備設置完了（取りやめ）届（様式第7号）により行うものとする。

2 村長は、条例第11条第2項の規定による検査を行った場合において、事前届出の内容との適合性について検査し、その結果を適合（不適合）通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（維持管理）

第11条 条例第12条の規則で定める基準は、別表第4に掲げる太陽光発電設備維持管理基準とする。

（身分証明書）

第12条 条例第14条第3項の規則で定める身分証明書は、様式第9号とする。

（勧告）

第13条 条例第15条の勧告の基準は、別表第4に掲げる太陽光発電設備維持管理基準を満たさないと認めるときとする。

2 条例第15条に規定する勧告は、勧告書（様式第10号）により行うものとする。

（命令）

第14条 条例第16条に規定する命令は、命令書（様式第11号）により行うものとする。

（地位の承継の届出）

第15条 条例第18条の規定による届出は、承継届（様式第12号）により行うものとする。

（設備廃止届）

第16条 条例第19条第2項の規定による届出は、太陽光発電設備廃止届（様式第13号）により行うものとする。

（その他）

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

1	電気事業法（昭和39年法律第170号）及び電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）
2	建築基準法（昭和25年法律第201号）
3	森林法（昭和26年法律第249号）
4	都市計画法（昭和43年法律第100号）
5	農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）
6	農地法（昭和27年法律第229号）
7	土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）
8	文化財保護法（昭和25年法律第214号）
9	騒音規制法（昭和43年法律第98号）
10	振動規制法（昭和51年法律第64号）
11	道路法（昭和27年法律第180号）
12	河川法（昭和39年法律第167号）
13	鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）
14	環境影響評価法（平成9年法律第81号）
15	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）
16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
17	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）
18	福島県生活環境の保全等に関する条例（平成8年福島県条例第32号）
19	福島県環境影響評価条例（平成10年福島県条例第64号）
20	大玉村ふるさと景観保護条例（平成8年大玉村条例第14号）
21	その他上記以外に関連する法令等がある場合については、その法令

別表第2（第6条関係）

項目	明示すべき事項及び添付書類等
太陽光発電設備設置に関する計画	1 事業区域（事業区域を複数の工区に分けたときは、事業区域及び工区）の所在地及び面積 2 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）及び現場管理者の氏名及び住所 3 設置工事の着手予定日及び完了予定日
土地所有者の確認	1 土地登記簿謄本の写し（発行から3か月以内のもので証明のあるもの） 2 賃貸借の場合、権利関係が確認できるもの
太陽光発電設備の位置及び配置	1 方位、道路又は目標となる地物及び太陽光発電設備の位置 2 縮尺、方位並びに事業区域の形状及び寸法 3 不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項に規定す

	<p>る地図又はこれに準ずる図面の写し（公図の写し）</p> <p>4 事業区域に接する道路の位置</p> <p>5 道路境界線及び隣接境界線から太陽光発電設備及び附属する工作物等までの距離</p> <p>6 植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数</p> <p>7 設備、擁壁、垣、柵、塀等の材質、高さ、長さ及び色彩</p> <p>8 設備の設置完了時における土地の形状</p>
太陽光発電設備の設計及び構造	<p>1 太陽光発電設備の設計</p> <p>2 設置する太陽光発電設備出力及び太陽電池出力</p> <p>3 太陽電池、パワーコンディショナーの仕様</p>
排水、災害防止計画	<p>1 雨水排水に関する計画</p> <p>2 土砂崩れ・流出の防止の計画</p> <p>3 災害、事故等の発生防止及び緊急時対応に関する計画</p>
自然環境、景観及び生活環境措置	<p>1 自然環境等の保全に関する計画</p> <p>2 騒音及び低周波音の防止又は軽減に関する計画</p> <p>3 材料の種類及び仕上げの方法</p> <p>4 色彩（低彩度の色彩の色見本の添付、マンセル記号による表示又は色見本に近い色での着色）及び完成予想図</p>
許認可又は確認取得状況	事業や太陽光発電設備の設置にあたり、その行為において許認可等が関与する法令の確認結果或いはその許認可等の写し
維持管理計画等	<p>1 維持管理計画</p> <p>2 資材、廃材等の管理に関する計画</p> <p>3 廃止後に関する計画</p> <p>4 環境保全の取組み</p> <p>5 経済振興の取組み</p>
現況写真	<p>1 事業区域及び周辺の状況を表すもの</p> <p>2 写真撮影位置</p>

別表第3（第7条関係）

<p>① 周辺地域の自然環境との調和が図られており、土砂崩れ、溢水等の対策が施されていること。</p> <p>(1) 事業区域に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護法」という。）第28条第1項の鳥獣保護区を含む場合は、当該鳥獣保護区において鳥獣を保護すべき措置が講じられていること。</p> <p>(2) 事業区域内に生育する樹木を伐採する場合は、当該伐採が事業区域への進入路、排水施設等の設置のための必要最低限度の範囲の伐採であること。</p> <p>(3) 事業区域において、切土、盛土等の造成を行う場合は、当該造成が事業区域への進入路、排水施設等の設置のための必要最低限の範囲のものであること。</p> <p>(4) 事業区域内の雨水その他の地表水を排除することができるよう必要な排水施設が</p>
--

設置されていること。

(5) 土砂崩れや事業区域外への土砂流出の防止対策が講じられていること。

(6) 遮蔽や修景に用いる樹木等は、地域に自生の植物種を選定していること。

② 周辺地域の景観との調和が図られており、影響を最小限にしていること。

(1) 太陽光電池の最上部までの高さは、地盤面から2.0m以下で周囲の景観から突出していないこと。ただし、農地において営農を継続しながら上部空間に太陽光発電設備を設置するもので、農業委員会の許可を得たものはこの限りでない。

(2) 太陽光電池やその他関連施設と隣地境界までの間隔は、地形や周辺の土地利用、設備の維持管理等を十分考慮して十分な距離を確保すること。

(3) 太陽電池は、低反射のものとし、色彩は、黒色若しくは濃紺色又は低明度かつ低彩度であること。

(4) 道路沿いや住宅に隣接する箇所は、植栽等により遮蔽や修景をすること。

(5) フェンスの色彩は、設置する周辺の環境に応じて、こげ茶、グレー、ベージュ、黒、暗灰色等の低明度かつ低彩度であること。

③ 周辺地域の生活環境との調和が図られており、十分な配慮がされていること。

(1) 緊急を要する事態に対応出来る連絡先が明示された標識が設置されていること。

(2) 建築物に隣接のパワーコンディショナーは、騒音及び低周波音を軽減するための措置が講じられていること。

(3) 事業の施行に必要な法令及び他の条例の許認可又は確認を取得していること。

別表第4（第11条関係）

太陽光発電設備維持管理基準

1 事業区域の境界を越えて土砂及び雨水が流出しないこと。

2 破損した太陽光発電設備を放置しないこと。

3 太陽光発電設備に附属する工作物等に脱落、剥離、破損、変形又は傾斜が生じていないこと。

4 樹木が繁茂し、倒伏し、又は傾斜することにより事業区域の境界を越えないこと。

5 雑草が太陽電池を覆うほど繁茂しないこと。

6 雑草が事業区域の境界を越えて繁茂しないこと。

7 標識が著しく破損し、老朽化し、汚染し、又は退色していないこと。

8 太陽光発電設備を廃止した場合は、速やかに撤去し、適正な処理及び処分について産業廃棄物管理票等により示すこと。

様式第1号（第4条関係）

太陽光発電設備設置計画のお知らせ		
発電所名		
事業者	住所	
	氏名又は名称	
	連絡先電話番号	
事業区域	所在地	
	面積	
予定発電出力		k W
予定太陽電池出力		k W
工事施工者	住所	
	氏名又は名称	
	連絡先電話番号	
代理人	住所	
	氏名又は名称	
	連絡先電話番号	
標識設置年月日		年 月 日

縦横100センチメートル以上の大きさとする。

大玉村長 様

事業者 住所
氏名 印
(法人その他の団体にあつては、
所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号

標識設置報告書

次のとおり標識を設置したので、大玉村太陽光発電設備と自然環境との調和に関する条例第7条第2項の規定により、関係書類を添えて報告します。

事業区域	所在地	
	面積	
発電所名		
予定発電出力		k W
予定太陽電池出力		k W
工事施工者	住所	
	氏名又は名称	
代理人	住所	
	氏名又は名称	
標識設置年月日		年 月 日

(関係書類)

- 1 標識を設置した場所が明示された図面
- 2 標識の設置状況及び記載内容が分かる写真

大玉村長 様

事業者 住所
氏名 印
(法人その他の団体にあつては、
所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号

標識設置変更届

次のとおり標識の内容を変更したので、大玉村太陽光発電設備と自然環境との調和に関する条例施行規則第4条第3項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

事業区域	所在地	
	面積	
発電所名		
標識設置報告書年月日		年 月 日
変更事項		
変更内容		

(関係書類)

- 1 変更後の標識を設置した場所が明示された図面
- 2 変更後の標識設置状況及び記載内容が分かる写真

年 月 日

大玉村長 様

事業者 住所
氏名 印
(法人その他の団体にあつては、
所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号

説明実施報告書

次のとおり説明を行ったので、大玉村太陽光発電設備と自然環境との調和に関する条例第7条第3項の規定により、関係書類を添えて報告します。

事業区域	所在地	
	面積	
発電所名		
標識設置年月日		年 月 日
説明実施内容	説明方法	<input type="checkbox"/> 説明会の開催 <input type="checkbox"/> その他の方法（ ）
	説明実施時期	年 月 日
	説明開催場所 参加者人数	人
	参加者の状況	地域住民等（ ） 説明者（ ）
	説明の内容及び 説明資料	
	事業に対する理 解	<input type="checkbox"/> 得られた <input type="checkbox"/> 得られていない（理由： ） （理解を得るための取組 ）
	要望及び要望に 対する対応	
その他特記事項		

（関係書類）

- 1 説明を行った際に配付した資料
- 2 条例第2条第6号に規定する範囲及び権利関係に係る書類
- 3 その他村長が必要と認める書類

大玉村長 様

事業者 住所
氏名 印
(法人その他の団体にあつては、
所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号

太陽光発電設備設置事前届出書

次のとおり太陽光発電設備の設置を行いたいので、大玉村太陽光発電設備と自然環境との調和に関する条例第8条の規定により提出します。

太陽光発電設備に関する計画

発電所名		
発電設備出力		k W
太陽電池出力		k W
事業区域	所在地	
	面積	
	土地の地目	<input type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> 田 <input type="checkbox"/> 畑 <input type="checkbox"/> 山林 <input type="checkbox"/> その他 ()
	土地所有者氏名	
現場管理者	住所	
	氏名又は名称	
	連絡先電話番号	
設置工事	着手予定日	
	完了予定日	
施工者	住所	
	氏名又は名称	
添付書類	1 土地所有者の確認書類 2 太陽光発電設備の位置及び配置 3 太陽光発電設備の設計及び構造 4 排水、災害防止計画 5 自然環境、景観及び生活環境措置 6 許認可又は確認取得状況 7 維持管理計画等 8 現況写真	受付印

住所
氏名又は名称 様

大玉村長

同意（不同意）通知書

年 月 日付けで提出のあった太陽光発電設備の設置については、大玉村太陽光発電設備と自然環境との調和に関する条例施行規則第9条の規定により次のとおり通知します。

- 1 事業区域の所在地
- 2 事業区域の面積
- 3 同意・不同意区分
- 4 同意の条件（不同意とする理由）

（教示）

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大玉村長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日（大玉村長に対して審査請求をした場合には、当該審査請求に対する大玉村長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、大玉村を被告として（訴訟において大玉村を代表する者は、大玉村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

大玉村長 様

事業者 住所
氏名 印
(法人その他の団体にあつては、
所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号

太陽光発電設備設置完了（取りやめ）届

年 月 日付け 第 号で同意のあつた太陽光発電設備設置について、次のとおり完了（取りやめ）したので、大玉村太陽光発電所と自然環境との調和に関する条例第11条第1項の規定により関係書類を添えて提出します。

発電所名		
発電設備出力		k W
太陽電池出力		k W
同意通知の番号及び年月日		第 号 年 月 日
事業区域	所在地	
	面積	
完了（取りやめ）年月日		年 月 日

- 1 工事写真
- 2 工事完了（取りやめ）の状況が分かる写真
- 3 その他村長が必要と認める書類

住所
氏名又は名称 様

大玉村長

適合（不適合）通知書

年 月 日付けで提出のあった太陽光発電設備設置完了（取りやめ）届については、検査の結果、届出内容に適合する（不適合）と認められましたので、大玉村太陽光発電設備と自然環境との調和に関する条例規則第10条第2項の規定により通知します。

発電所名		
発電設備出力		k W
太陽電池出力		k W
同意通知の番号及び年月日		第 号 年 月 日
事業区域	所在地	
	面積	
事業者	住所	
	氏名又は名称	
検査日		年 月 日
適合条件（不適合の場合は、指導内容）		

（教示）

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大玉村長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日（大玉村長に対して審査請求をした場合には、当該審査請求に対する大玉村長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、大玉村を被告として（訴訟において大玉村を代表する者は、大玉村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第9号（第12条関係）

第 号	身分証明書	（ 写真 ）
所 属 職氏名	大玉村太陽光発電設備と自然環境との調和に関する条例第14条第2項の規定に基づく 立入調査をする職員であることを証明する。	
年 月 日	大玉村長	

勧告書

第 号
年 月 日

住所
氏名又は名称 様

大玉村長

大玉村太陽光発電設備と自然環境との調和に関する条例第15条の規定により、必要な措置をとるよう次のとおり勧告します。

発電所名		
事業区分	所在地	
	面積	
発電設備出力		k W
太陽電池出力		k W
同意通知の番号及び年月日		第 号 年 月 日
勧告事項		

命令書

第 号
年 月 日

住所
氏名又は名称 様

大玉村長

大玉村太陽光発電設備と自然環境との調和に関する条例第16条の規定により、次の措置をとることを命じます。

なお、命令に違反した場合は、同条例第20条の規定により、氏名等の公表をすることがあります。

発電所名		
事業区分	所在地	
	面積	
発電設備出力		k W
太陽電池出力		k W
同意通知の番号及び年月日		第 号 年 月 日
命令事項		
猶予期限		

（教示）

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大玉村長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日（大玉村長に対して審査請求をした場合には、当該審査請求に対する北杜市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、大玉村を被告として（訴訟において大玉村を代表する者は、大玉村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

大玉村長 様

事業者 住所
氏名 印
(法人その他の団体にあつては、
所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号

承継届

太陽光発電設備設置を承継しましたので、大玉村太陽光発電設備と自然環境との調和に関する条例第18条の規定により届け出ます。

発電所名		
事業区域	所在地	
	面積	
同意通知の番号及び年月日		第 号 年 月 日
承継年月日		年 月 日
承継者	住所	
	氏名又は名称	
被承継者	住所	
	氏名又は名称	
承継の理由		

年 月 日

大玉村長 様

事業者 住所
氏名 印
(法人その他の団体にあつては、
所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号

太陽光発電設備廃止届

太陽光発電設備設置について、次のとおり設備を廃止したので、大玉村太陽光発電設備と自然環境との調和に関する条例第19条第2項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

発電所名		
発電設備出力		k W
太陽電池出力		k W
同意通知の番号及び年月日		第 号 年 月 日
事業区域	所在地	
	面積	
設備廃止年月日		年 月 日

(関係書類)

- 1 廃止の状況が分かる写真
- 2 その他村長が必要と認める書類